

秩父市出産祝金

支給対象者

令和4年4月1日以降に生まれた子及びその子を養育する父母等のうち、次の①~③全てを満たす方

- ①出生日から申請日まで秩父市の住民基本台帳に引き続き記載されている子を 養育している方
- ②申請日において引き続き1年以上市内に居住する父・母等
- ③市税等の滞納がない方(配偶者を含む。)
- ※秩父市に住んで1年満たない場合は、1年を経過後に申請できます。

支給額

第1子 12万円

第2子 30万円(基準日ごとに計3回の支給) 第3子以降 50万円(基準日ごとに計5回の支給)

※支給は、申請月の翌月最終木曜日(祝日の場合は翌週)

【必ずご確認ください!】

秩父市出産祝金では、「母が秩父市の住民となった 日以降に出生し、養育している児童」をカウントしま す。そのため実際に監護している児童数とは異なる 場合がございます。

児童区分	基準日	祝金額
第1子	出生の日	12万円
第2子	出生の日	10万円
_	1歳の誕生日	10万円
	2歳の誕生日	10万円
第3子	出生の日	10万円
以降	1歳の誕生日	10万円
	2歳の誕生日	10万円
	3歳の誕生日	10万円
	4歳の誕生日	10万円

※他市区町村に転出したことがある場合は、直近の転入日が「母が秩父市の住民となった日」となります。

申請方法

出生届の提出後に保育こども課でご案内します。口座番号がわかるものをお持ちください。 第2子以降に該当する場合は、対象児童と養育している児童が記載された戸籍謄本の添付が 必要になります。※児童が外国籍の場合は、児童全員の母子手帳をお持ちください。

2回目以降の支給については、対象児童の誕生日の翌月に申請書をお送りします。 基準日から起算して1年以内に申請してください。

※対象児童が転出等により秩父市の住民でなくなった場合は受給資格を失います。



お問い合わせ

秩父市保育こども課 出産祝金担当

TEL: 0494-25-5206